

(仮称) アクアピア 2 基本構想・基本計画策定等業務委託
公募型プロポーザル競争実施要領

1 目的

本要領は、(仮称) アクアピア 2 基本構想・基本計画策定等業務委託を実施するに当たり、当該業務委託の履行に最も適した契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」という。）を選定するため、公募型プロポーザル競争の実施に必要な事項を定める。

2 業務委託概要

(1) 名称 (仮称) アクアピア 2 基本構想・基本計画策定等業務委託

(2) 目的

本業務は、熊谷市（以下「本市」という。）が(仮称) アクアピア 2 整備事業として隣接する(仮称)新熊谷衛生センター（以下、新工場という。）の整備時期に合わせて、水浴設備を有した施設を新たに整備するに当たり、整備の目的、施設、設備の適切な配置、求められる機能、整備計画の条件等を整理した基本構想と、その基本構想を踏まえた整備の基本的な計画内容を取りまとめた基本計画を策定する。

また、併せて、整備・運営に関して民間活力導入手法（以下、民活手法という。）を導入する場合の事業スキームを検討し、民間活力導入の効果及び課題等を整理の上、民活手法による事業の実施可能性について評価すること。

3 業務内容

(1) 基本構想及び基本計画の策定業務

- ア 計画準備
- イ 前提条件の整理
- ウ 先行事例調査、事業手法の比較
- エ 余熱エネルギー等の活用
- オ 導入機能及び規模の検討
- カ 基本構想の策定
- キ 立地条件を配慮した交通対策の検討
- ク 基本計画図等の作成
- ケ 概算事業費の算出
- コ 事業手法の検討
- サ 候補地の検討
- シ 整備スケジュール案の作成
- ス 基本計画の策定
- セ その他

(2) 民間活力導入可能性調査

- ア 事業全体の官民連携事業スキームの検討
- イ 民間意向調査
- ウ VFMや民間資金投資効果の算定

- エ 事業手法の評価及び課題の整理
- オ 民間事業者公募に向けた課題整理
- (3) 検討会等への運営支援
 - ア 庁内検討会
 - イ その他必要となる会議
- (4) 広報及び周知活動に係る支援
 - ア ワークショップ（２回）に関する支援
 - イ パブリックコメントに係る支援
 - ウ 市議会・関係団体への説明及び周知に係る支援（資料作成等）
 - エ 市民向け広報物作成に係る支援
- (5) 打合せ協議

4 委託期間 契約締結日から令和９年３月３１日まで

5 予算額

業務等に要する費用の上限は、２５，０００，０００円（債務負担行為）とする。
なお、消費税及び地方消費税を含むものとする。

6 実施形式 公募型

7 参加資格

プロポーザル競争に参加できる者は、公告から契約候補者の選定までの間において、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 熊谷市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規則（平成１８年規則第８１号）又は熊谷市物品等競争入札参加者の資格等に関する規則（平成１８年規則第８２号）に基づく資格者名簿に登載されていること。
- (2) 熊谷市建設工事等の契約に関する入札参加停止等措置要綱（平成１７年訓令第６２号）又は熊谷市物品の買入れ等の契約に関する入札参加停止等措置要綱（平成１９年訓令第５０号）による措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項及び第２項の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又は支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

- (6) (1)の資格者名簿に未登載の者に対しては、次に掲げる書類の提出による審査を行い、適当と認められるときは、当該プロポーザル競争に参加させることができる。

ア 概要書

イ 使用印鑑届

ウ 履歴事項全部証明書

エ 財務諸表

オ 直近年度の法人市民税（市内業者の場合）、法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）

カ 業務経歴書

- (7) 建設コンサルタント登録規程による「都市計画及び地方計画部門」の登録を受けていること。

- (8) 平成27年度以降に、国又は地方公共団体から発注された延べ床面積2,000㎡以上の（仮称）アクアピア2と同種施設又は類似施設の整備に関する構想又は、計画のコンサルティング業務、民間活力導入可能性調査業務を元請として完了した実績があること。

※同種施設：焼却施設の余熱等を利用した施設、屋内プール、スポーツジム、体育施設、屋内遊戯場のうち2つ以上の用途を複合した施設

※類似施設：「その他の公共施設」又は「その他の公共施設を含む複合施設」

- (9) 管理技術者、担当技術者のいずれかに技術士（建設部門：都市及び地方計画）、一級建築士又は認定ファシリティマネージャーの資格を有するものを配置できること。また、参加者と直接かつ恒常的な雇用関係が3か月以上ある社員であること。

※なお、恒常的な雇用関係を証明するために、健康保険証の写し又は、雇用保険被保険者証の写しを提示すること。

8 質問及び回答

(1) 質問方法

質問がある場合は、質問書（様式1）に質問事項を記載の上、電子メール又はFAXにより提出する。

※ 電子メール又はFAX送信後は、未受信防止のため必ず公園緑地課に電話し、着信

を確認すること。なお、電話又は口頭による質問は受け付けない。

(2) 参加申込に係る質問

- ア 質問期限 令和7年11月28日(金)午後5時まで
- イ 提出先 都市整備部 公園緑地課 計画係
電子メール koenryokuchi [アットマーク] city.kumagaya.lg.jp
※ [アットマーク] は@記号に置換ください。
- FAX 0493-39-5603
- ウ 回答方法 質問及び回答については市ホームページに掲載する。
- エ 回答日 令和7年12月2日(火)

9 参加申込手続

(1) 一次審査の提出書類

ア プロポーザル競争に参加を希望する者は、提出期限までに次の書類を提出する。

- | | | | |
|-----|-------------------------|--------------------|-----|
| (ア) | 参加申込書・参加資格等確認申請書 | (様式2-1、2-2) | 各1部 |
| (イ) | 会社等概要整理表 | (様式3-1及び会社パンフレット等) | 1部 |
| (ウ) | 建設コンサルタント登録規程による登録確認表 | (様式3-2) | 1部 |
| (エ) | 業務実績調書 | (様式4) | 1部 |
| (オ) | 管理技術者(総括責任者)実績調書 | (様式6-1) | 1部 |
| (カ) | 担当技術者(業務責任者)実績調書 | (様式6-2) | 1部 |
| (キ) | 照査技術者実績調書 | (様式6-3) | 1部 |
| (ク) | 業務実施体制及び体制図 | (様式7) | 1部 |
| (ケ) | 見積書 | (様式8) | 1部 |
| (コ) | 協力会社等調書(一部業務を再委託する場合のみ) | (様式9) | 1部 |
| (サ) | 概要書 | (様式10) | 1部 |
| (シ) | 使用印鑑届 | (様式11) | 1部 |
| (ス) | 以下に掲げる書類 | 1部 | |

a 業務実績調書に記載した業務の契約書の写し及び業務の内容を証する書類(テクリスの写し等)

b 業務実施体制調書に記載した各技術者の資格証明書の写し

c 各技術者の実績調書に記載した業務実績で、従事した経験を証する書類(テクリスの写し等)

※一部業務を協力会社に再委託する場合は、業務実施体制及び体制図に協力会社に再委託する業務と担当者、担当者が有する資格等を明記すること。また、資格証明書の写しを提出すること。

※業務実績調書には「7 参加資格」に掲げる業務実績を記載する。

※その他の添付資料として(エ)業務実績調書で記載した業務の契約書の写しを1部提出する。

- イ 提出期限 令和7年12月9日(火)午後3時まで
- ウ 提出先 都市整備部 公園緑地課
- エ 提出部数 正本1部又は電子媒体1セット

オ 提出方法 電子メール又は持参により提出すること。なお、電子メール送信後は、必ず公園緑地課に電話し受信を確認すること。

・電子メールによる場合は、件名を「提出書類（（仮称）アクアピア2基本構想・基本計画策定等業務委託）」とすること。また、電子メール送信後に電話にて電子メール到着の確認をすること。

・持参による提出の場合は、土・日・祝日等の休日を除く、午前9時から午後5時までとする（提出期限の日は午後3時まで）

・参加申込時には、書類を受領するのみとし、説明・質問等は受け取らない。

(2) 二次審査の提出書類

ア 二次審査対象となったものは、提出期限までに次の書類を提出する。

(ア) 企画提案書（表紙：様式5、内容は10 企画提案書作成方法を参照）

15部（正本1部・副本14部）

イ 提出期限 令和7年12月16日（火）午後3時まで

ウ 提出先 都市整備部 公園緑地課

エ 提出方法 持参又は郵送により提出すること。

※提出は、正本、副本ともA4フラットファイルにて、表紙及び背表紙に会社名を記載して行うこと。

郵送による場合は、提出期限までに提出先に必着とし、受取日時及び配達されたことが証明できる方法による。なお、郵便事故等については、市は一切の責任を負わないものとする。

10 企画提案書作成方法

企画提案書は、以下のとおりの構成で、任意の書式により作成すること。

(1) 提案書の構成

ア 企画提案書表紙（様式5）

イ 企画提案書（A4判縦使い 横書き 両面印刷可 最大24ページ（12枚）まで）

(ア) 本市の特性・状況や業務を進める上で配慮すべき事項を整理し、実現可能な提案とすることと。

(イ) 「3 業務内容」に必要な事項について分かりやすく整理した内容とすること。

(ウ) 文字サイズは10.5ポイント以上とする。

(エ) A3判の折り込みは可とする。但し2ページ扱いとする。

ウ 業務工程表（様式任意）

仕様書の業務内容等を基に、業務工程表を作成する。

11 審査方法

本要領、仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、以下の方法により審査する。

(1) 一次審査

ア 審査方法

「9 参加申込手続 (1)一次審査の提出書類 ア」に掲げる書類を公園緑地課において

書面審査し、4者以内の者を二次審査対象として選出する。

イ 評価方法

4者を超える場合は、次の評価採点基準による選考を実施する。

(ア) 評価採点基準及び配点表

評価採点基準項目	配点
提案事業者の参加要件(8)に該当する業務の実績	15 点
配置予定管理技術者の参加要件(8)に該当する業務の実績	10 点
担当技術者の参加要件(8)に該当する業務の実績	10 点
実施体制	10 点
提案価格（最低提案価格／提案価格）×5 点	5 点
合 計	50 点

※上記採点は、一次審査にのみ適用する。

(イ) 評価点の考え方

評価採点基準及び配点表による評価点が同点の場合、「提案事業者の参加資格(8)に該当する業務の実績」の点数が高い者を上位とする。先の点も同点の場合、「配置予定管理技術者の参加資格(8)に該当する業務の実績」の点数が高い者を上位とする。

ウ 一次審査結果の通知

書面審査で二次審査対象として選出された者に「参加資格審査結果及び二次審査対象に関する通知」を行う。

一次審査で各条件を満たしていなかった者、また二次審査対象に選出されなかった者については、その旨を通知する。

エ 通知時期 令和7年12月12日（金）

(2) 二次審査

本要領、仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、以下の方法によりプレゼンテーションを実施し、（仮称）アクアピア2基本構想・基本計画策定等業務委託プロポーザル審査委員会が審査を行う。

ア 審査方法

(ア) 日程 令和7年12月19日（金）

詳細は「参加資格審査結果及び二次審査対象に関する通知書」により別途通知する。

(イ) 場所 熊谷市中曽根654番地1

熊谷市役所大里庁舎2階 第3会議室

(ウ) 持ち時間 各社30分以内（準備5分、説明15分以内、委員からの質疑10分以内）

(エ) 内容 審査当日は、提案書の内容について原則として提案書に記載されている管理技術者が説明を行い、審査委員会委員が行う質問に対する回答は、管理技術者以外でも可能とする。

なお、パワーポイント（提案内容を要約したもの）の使用は可とするが、事前に提出した二次審査提出書類で示した内容からの追加提案は認めない。

(オ) 参加人数 プレゼンテーションの参加人数は、5名以内とする。

(カ) 特別な理由がなく開始時刻に遅れた場合は失格とする。

イ 評価方法

次のとおり評価採点し、契約候補者及び次点候補者を特定する。

(ア) 採点

審査委員会委員が評価採点基準項目ごとに評価した配点から、委員ごとの評価点を算出し、各委員の評価点を合計して合計評価点とする。

(イ) 選定

合計の評価点で最高点を得たものを契約候補者とし、最高点に続く合計評価点を得たものを次点候補者、第3位の合計評価点を得た者を第3候補者として特定する。

また、最高点を得たものが2者以上ある場合は、以下の順で選定する。

a 「施設整備に向けた条件や課題整理に関する提案・実施体制」の点数が最も高い者を契約候補者とする。

b aの点数も同点の場合は、見積書の額の最も低い者を契約候補者とする。

c aの点数及びbの額が同じ場合は、委員長を除く委員の投票による多数決で決定する。

なお、契約候補者となることができる最低基準点は満点の6割とし、最低基準点を得られなかった場合は、契約候補者として選定しない。

ただし、1者のみ応募の場合は、配点表の合計点から提案価格点を除いた点数の6割とする。

(ウ) 評価採点基準及び配点表（審査委員会委員1人当たり）

評価採点基準項目	配点
業務の理解度・取組方針	15 点
施設整備に向けた条件や課題整理に関する提案・実施体制	30 点
整備手法・工程等計画の妥当性	25 点
プレゼンテーションの内容及び質疑応答に対する対応	20 点
提案価格 (最低提案価格／提案価格) × 10 点	10 点
合 計	100 点

(エ) 評価点の考え方

各審査委員会委員は、評価採点基準項目ごとに、各提案に対し点数を付す。

なお、提案価格の点数については、上記の算式に各者の提案価格を代入して得た点数の少数点以下を切り捨てた整数値とする。

(オ) プロポーザルの参加資格が無効となる場合

提出書類に虚偽の記載があった場合、参加資格を無効とし、評価採点の対象としない。

ウ その他

機器等必要な場合は以下のとおりとする。

(ア) プロジェクター及びスクリーンは市が用意する。

(イ) パソコン及びその他必要機器類は、提案者が用意すること。

12 選定結果

(1) 通知方法 全提案者に対して電子メールにより通知する。

(2) 通知時期 令和7年12月23日（火）

(3) 選定結果の公表

選定過程の透明性を確保するため、次の事項を市ホームページにおいて公表する。なお、選定されなかった提案者が1者であった場合は、当該提案者の評価点は公表しない。

ア 契約候補者の名称

イ 全提案者の名称 ※申込順

ウ 全提案者の評価点 ※得点順

エ 契約候補者の選定理由

※ 提案者が1者のみで契約候補者となった場合は、契約候補者の名称のみの公表とする。

13 契約締結

選定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約を締結する。

なお、この場合、契約候補者はあらためて見積書を提出するものとする。

14 提出書類の取扱い

- (1) 提出されたすべての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の追加、修正及び削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でプロポーザル競争に係る審査以外に利用しない。
- (4) 市は必要がある場合には、追加資料の提出を求めることができる。
- (5) 企画提案書の提出は、1者1案とする。
- (6) 提出された書面及び書類に、個人情報を含む事項があった場合、施錠可能な場所に保管するものとする。

15 情報公開及び提供

市は、企画提案書等について、熊谷市情報公開条例（平成17年条例第10号）の規定による請求に基づき、第三者に公開できるものとする。

ただし、企画提案者の正当な利益を害すると認められる情報は、非開示となる場合があり、プロポーザル競争の契約候補者選定に影響を及ぼすおそれがある情報は、選定後の公開とする。

16 その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用等、必要な経費は全て提出者の負担とする。また、やむを得ない理由によりプロポーザル競争を中止する場合、プロポーザル競争に要した費用については市に請求できないものとする。

(3) 参加辞退の場合

参加申込書又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、参加を辞退する旨を記載した書面（様式は任意）を、速やかに都市整備部公園緑地課宛に提出するものとする。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ア 参加資格要件を満たしていない場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 実施要領等で示した、提出期限、提出先、提出方法、書類作成方法等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- オ 見積書の金額が、「５ 予算額」を超過した場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、契約候補者に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合、市は、契約候補者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）できるものとする。

17 日程

令和 7 年 1 1 月 2 1 日（金）	実施公告及び参加申込開始
1 1 月 2 8 日（金）	質問締切
1 2 月 2 日（火）	質問に対する回答
1 2 月 9 日（火）	参加申込、一次審査提出書類締切
1 2 月 1 2 日（金）	一次審査結果通知
1 2 月 1 6 日（火）	二次審査提出書類締切
1 2 月 1 9 日（金）	プレゼンテーション審査
1 2 月 2 3 日（火）	選定結果通知

18 問合せ先

都市整備部 公園緑地課 計画係

住所：〒360-0195 熊谷市中曽根654番地1

電話：0493-39-4806

FAX：0493-39-5603

E-mail: koenryokuchi [アットマーク] city.kumagaya.lg.jp

※ [アットマーク] は@記号に置換ください。